

広島県告示第千八百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県三次市日下町、吉舎町安田地内	
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	区域の表示及び法 第八条第二項に規 定する土砂災害警 戒区域等における 土砂災害防止対策 の推進に関する法 律施行令（平成十 三年政令第八十四 号）で定める事項
土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類
区域の表示	区域の表示	区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（二七五〇）、日下町（二二四八一）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（二七五〇―一）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（二七五〇―二）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（三四三七）、日下町（四一五一）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（三四三八）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（二二四七七）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（二二四七八）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	日下町（二二四八〇）	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	安田（一二七七二）	急傾斜地の崩壊

安田二（二三九d）	土石流	次の図のとおり	安田二（二三九d）	土石流	次の図のとおり
安田三（九〇四九）	土石流	次の図のとおり	安田一（二三八）	土石流	次の図のとおり
安田一（二三八）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
平石川（二三七）	土石流	次の図のとおり	平石川（二三七）	土石流	次の図のとおり
伏谷川（二四二c）	土石流	次の図のとおり	伏谷川（二四二b）	土石流	次の図のとおり
伏谷川（二四二b）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
伏谷川（二四二a）	土石流	次の図のとおり	伏谷川（二四二a）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四b）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四a）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四a）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
日下川（八五五三隣一）	土石流	次の図のとおり	日下川（八五五三隣一）	土石流	次の図のとおり
日下川（八五五三）	土石流	次の図のとおり	日下川（八五五三）	土石流	次の図のとおり
下乙原川（五〇四二）	土石流	次の図のとおり	下乙原川（五〇四二）	土石流	次の図のとおり
大鳴瀬川（五〇四一）	土石流	次の図のとおり	大鳴瀬川（五〇四一）	土石流	次の図のとおり
安田（三五八六一一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八六一一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五八六一一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八六一一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五八六一一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八六一一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五八六一一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八六一一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上谷川（二四一隣d）	土石流	次の図のとおり	
上谷川（二四一隣c）	土石流	次の図のとおり	上谷川（二四一隣c） 土石流 次の図のとおり
上谷川（二四一隣b）	土石流	次の図のとおり	上谷川（二四一隣b） 土石流 次の図のとおり
上谷川（二四一隣a）	土石流	次の図のとおり	上谷川（二四一隣a） 土石流 次の図のとおり
上谷川（二四一隣a）	土石流	次の図のとおり	
安田二（二三九a）	土石流	次の図のとおり	安田二（二三九a） 土石流 次の図のとおり
安田二（二三九b）	土石流	次の図のとおり	安田二（二三九b） 土石流 次の図のとおり
安田二（二三九c）	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。